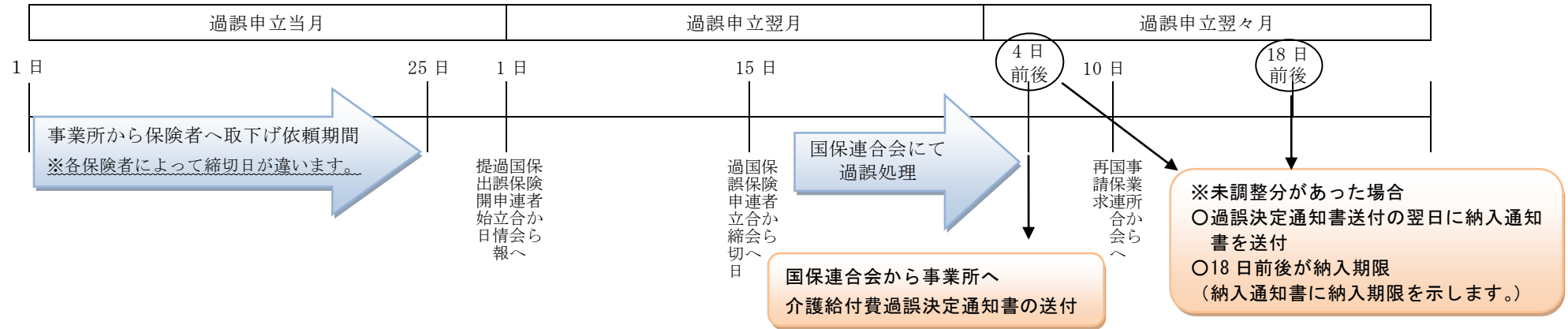
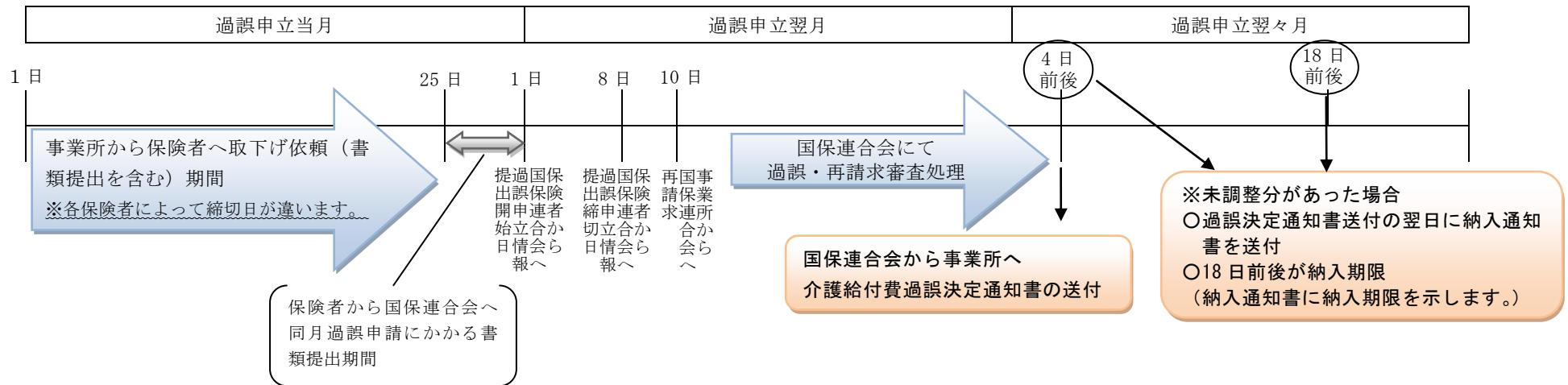


《事業所の取下げ（過誤）依頼から国保連合会への再請求まで》（概ねのスケジュール）

■ 通常過誤の場合



■ 同月過誤の場合（一定条件を満たした場合での特殊な過誤処理） ※注意：事業所の希望で行う処理ではありません。



【留意事項】

- ① 25日を保険者への取下げ依頼期間と示しておりますが、保険者によって事業所からの取下げ（過誤）依頼の締切日及び書類提出の期限（同月過誤の場合）が異なりますので、締切日を保険者へ確認のうえ依頼してください。国保連合会の過誤申立締切日直前に保険者へ取下げ（過誤）依頼されますと手続きの関係で国保連合会への申立が翌月となることがあります。
- ② 「事業所から保険者へ取下げ依頼期間」、「国保連合会から事業所へ介護給付費過誤決定通知書の送付：4日前後」、「未調整があった場合：18日前後」以外の日にちは厳守になります。
- ③ 同月過誤を実施する場合は、保険者へ「介護給付費過誤調整計画書」等の各種書類の提出が必要であり、保険者によって提出書類が異なりますので保険者へ確認ください。
- ④ 同月過誤を実施する場合の再請求分は電子媒体（CD-R、MO、FD）及び帳票（紙）での請求になります。
- ⑤ 請求の締切日は毎月10日ですが、同月過誤にかかる再請求分の提出電子媒体は、協力日として8日までに提出をお願いいたします。
- ⑥ 未調整過誤とは、過誤取扱い月に請求された決定額より過誤調整額が大きい場合に発生し、相殺できなかった過誤調整額のことをいいます。事業所は相殺できなかった金額を返納金として本会発行の納付書で現金で支払っていただきます。
- ⑦ 通常過誤を実施した場合、再請求する際には必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で取下げが完了した事を確認してください。過誤が決定されないうちに再請求されると“ANN4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）”で返戻になります。